

支給認定及び入園申込に関する同意書兼誓約書

江北町長 様
江北町教育委員会 教育長 様

- 1 江北町が、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に関し、必要な市町村民税の情報（同居の親族を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づいて決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
- 2 入園申込書（兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書・兼現況届出書）に記載された内容が異なる場合、入所の取消しや退園となる場合があります。
また、提出された書類を返却することはできません。一旦町に提出された書類の記載内容についてもお答えできません。（※必要な場合、提出前にコピーしてください。）
- 3 税情報が未申告の場合、保育料等の算定ができません。申告をしていない方は、速やかに申告を行ってください。
- 4 申請内容が変わった場合、速やかにこども教育課に連絡し、必要な手続きを行ってください。届出がなく、変更や申請内容と事実が異なることが判明した場合、入所の取消しや退園となる場合があります。
（※例：勤務先の変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚 など）
- 5 保育料等は納期限内に納入します。理由なく滞納が続いた場合は、退園（所）します。

支給認定及び入園申込については、上記に同意した上で申請します。

年 月 日

保護者氏名（父） _____ (印)

保護者氏名（母） _____ (印)

※署名は、必ずご本人が記入してください。
※印鑑は、それぞれ違うものを使用してください。

※調査結果等については、子ども・子育て支援業務以外の目的に使用することはありません。